

令和元年9月23日制定

大山口小学校区まちづくり協議会設立準備会の会議等の公開指針（案）

1 会議の公開

- ①全体会議の傍聴者（議長の許可を得た者を含む。）は、原則5人以内とし、先着順とする。
- ②会議資料は、5部作成し、傍聴者に配布する。
- ③会議開催のお知らせは、みんなでまちづくり通信、大山口小学校区まちづくり協議会設立準備会のフェイスブック（以下「フェイスブック」という。）及び市ホームページに掲載する。

2 会議資料及び議事録の公開

会議資料及び議事録は、フェイスブック及び市ホームページに掲載し、西白井複合センター及び西白井コミュニティプラザに置く。

